

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇告示 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに
災害防止施設事業等補助要綱

告 示

鳥取県告示第六百二十一号

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱(昭和三十四年八月鳥取県告示第四百六十一号)の全部を次のように改正する。

昭和三十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに
災害防止施設事業等補助要綱

(趣旨)

第一条 知事は、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、「災害復旧事業」とは、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業をいう。

2 この要綱において、「災害防止施設事業等」とは、農地及び農業用施設に係る災害防止施設事業等であつて、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 農業施設災害関連事業
- 二 湖岸堤防補強事業
- 三 老朽ため池事業

- 四 特殊土じょう対策事業
- 五 地盤変動対策事業
- 六 鉍毒対策事業

(補助事業者等の範囲)

第三条 災害復旧事業及び災害防止施設事業等を行なう者(以下「補助事業者等」という。)は、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合その他の団体とする。ただし、災害復旧事業にあつては、特別な事由のある場合は、数人が共同して又は個人が施行することができる。

(補助率)

第四条 補助金交付の比率は、次の区分による。

- 一 農地災害復旧事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
- 二 農業用施設災害復旧事業に係るもの
当該事業費の十分の六・五以内
- 三 農業施設災害関連事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内

- 四 湖岸堤防補強事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
- 五 老朽ため池事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内
- 六 特殊土じょう対策事業に係るもの
当該事業費の十分の五以内

排水改良のための関連工事で、受益面積が三百歩以上の場合にあっては、当該事業費の十分の五以内、受益面積が三百歩未満にあっては当該事業費の十分の四以内

農道のための関連工事で、土地の傾斜度が十五度以上二十度未満にあっては、当該事業費の十分の三以内、傾斜度が二十度以上三十度未満にあっては、当該事業費の十分の四以内、傾斜度が三十度以上にあっては、当該事業費の十分の五以内

農地保全を目的とする水路が農道の効用を兼ねるときに工事で、土地の傾斜度が十五度以上二十度未満にあっては、当該事業費の十分の四以内、傾斜度

- が二十度以上三十度未満にあっては、当該事業費の十分の四・五以内、傾斜度が三十度以上にあつては当該事業費の十分の五以内
- 七 地盤変動対策事業に係るもの
堤防かさ上工事にあっては、当該事業費の十分の六・五以内
- その他の工事にあっては、当該事業費の十分の五以内

八 鉍毒対策事業に係るもの
農地に関する工事にあっては、当該事業費の十分の五以内
農業用施設に関する工事にあっては、十分の六・五以内

2 災害復旧事業費のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号。以下「法」という。)
第三条第三項の規定により、高率補助の対象となる部分に対する補助金交付の比率は、前項の規定に

かかわらず次の区分による。

- 一 農地災害復旧事業に係るもの
当該部分の十分の八以内
(当該部分のうち、法第三条第三項第一号の政令で定める額に相当する部分については、十分の九以内)
- 二 農業用施設災害復旧事業に係るもの
当該部分の十分の九以内
(当該部分のうち法第三条第三項第二号の政令で定める額に相当する部分については、十分の十以内)

(災害復旧事業計画概要書)
第五条 補助事業者等は、災害復旧事業計画概要書(様式第一号)を災害発生後五十日以内に知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、農業施設災害関連事業について準用する。
(災害復旧事業費の決定)

第六条 知事は、前条の規定による災害復旧事業計画概要書を受理したときは、別に定める基準に従って審査を行ない、当該災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を補助事業者等に通知する。

2 前項の規定は、農業施設災害関連事業について準用する。

(計画書の提出)

第七条 補助事業者等は、前条第一項の規定による災害復旧事業費の決定の通知を受けたときは、災害復旧事業全体計画書(様式第一号を準用)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、農業施設災害関連事業について準用する。

(補助率増高の申請)

第八条 第四条第二項の規定による補助を受けようとする市町村長は、災害発生年の翌年一月二十日まで、補助率増高申請書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(当該年度の補助金の額の内定)

第九条 知事は、第六条の規定により決定した災害復旧事業費に基づいて、当該年度における第一条の規定による補助金の額を内定し、これを補助事業者等に通知する。

2 前項の規定は、「災害防止施設事業等」について準用する。

(補助金の交付の申請)

第十条 規則第五条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の規定による通知のあった日から三十日以内に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 事業計画書(様式第三号)
- 二 収支予算書(様式第四号)

(事業計画の変更又は事業の廃止等)

第十一条 補助事業者等は、第七条の規定により災害復旧事業全体計画書を提出した後において、やむを得ない事由により計画書の内容に変更を加えようとするとき

きは、事業計画変更承認申請書(様式第五号)を、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(又は廃止)承認申請書(様式第六号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、農業施設災害関連事業について準用する。

(状況報告)

第十二条 規則第八条の規定による補助金の交付の決定通知を受けたときは、災害復旧事業にあつては、補助金交付決定に係る年度の十一月三十日現在における当該事業の遂行状況についてその年の十二月十日までに、災害防止施設事業等にあつては、補助金交付決定に係る年度の十二月三十一日現在における当該事業の遂行状況について翌年一月十日までに、状況報告書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、規則第十二条の規定による補助金等の交付の内示により工事に着工した場合について準用する。

(補助金の交付の請求)

第十三条 補助金交付請求書に添付する書類の名称及び様式は規則第二十一条の規定によるほか、次のとおりとする。

- 一 補助金等の受入額調査書(様式第八号)
- 二 実績調査書(様式第十号を準用)ただし、精算払による補助金等の交付の請求をするときに添付すること。

第十四条 規則第二十二条第二項の規定による前金払又は概算払による補助金等の交付の請求をしようとする者は、補助金等前金払(又は概算払)請求書(様式第九号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第十五条 規則第十八条の規定による実績報告書(様式第十号)は、当該事業の完了後二十日以内又は当該補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の四月五日までに提出しなければならない。

(施越工事)

第十六条 緊急やむを得ない事由により、規則第六条の規定による補助金の交付の決定前に補助事業等を施行しようとする者は、施越工事承認申請書（様式第十一号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項にかかる承認については、規則第十二条の規定による補助金の交付の内示をもって、これにかえることができる。

（書類の經由機関等）

第十七条 この要綱に基づいて提出される書類は、当該事業の施行区域の属する耕地事務所長を経由して、それぞれ二部提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和三十五年十月一日から適用する。

号
昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿
住 所 氏 名 〇

（団体代表者氏名〇）

災害復旧事業計画概要書

昭和 年 月発生した災害により被害を受けたので、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱により、災害復旧事業計画概要書を別紙のとおり提出する。

様式第1号

別紙の第1表

昭和 年災害復旧事業計画概要書

| | | | |
|------------|-------------|------------|----|
| 被災年月日 | 年 月 日 | 受益面積 | 反戸 |
| 地区及び箇所番号 | 郡 市 町 村 字 | 戸数 | |
| 施行位置 | 郡 市 町 村 字 | 一般的又は防災的の別 | |
| 事業主体名 | 被 災 前 の 工 法 | | |
| 工 種 | 緊急順位 | 直営又は請負の別 | |
| 区 分 | 事 業 費 | 摘 要 | |
| 総 事 業 | 千円 | | |
| うち 未 成 | 千円 | 年 災 第 号 | |
| うち 転 属 | 千円 | 年 災 第 号 | |
| 災害原因及び被災状況 | | | |
| 復旧工事計画 | | | |

- 注 1. 災害関連事業費については、かつこ外書きで記入すること。
2. 事業量の欄には、農地においては、田畑別の面積（反）と畦畔の延長（メートル）を、畦畔のみの場合にあっては、その関係農地の田畑別面積（反）と畦畔の延長（メートル）を、かつこ書きで記入すること。
3. 農地と水路とを合併して施行する場合には、総事業の摘要の欄に当該農地及び水路に係る箇所番号を記入すること。

別紙の第2表

| 事業費 | | 金額 | | 摘要 | |
|-----------|-----------|----|----|----|--|
| 費目 | 種目 | 金額 | 千円 | 摘要 | |
| 工事費 | 工事費 | | | | |
| 本工事費 | 本工事費 | | | | |
| 附帯工事費 | 附帯工事費 | | | | |
| 測量及び試験費 | 測量及び試験費 | | | | |
| 用地費及び補償費 | 用地費及び補償費 | | | | |
| 船舶及び機械器具費 | 船舶及び機械器具費 | | | | |
| 営繕費 | 営繕費 | | | | |
| 工事雑費 | 工事雑費 | | | | |
| 小計 | 小計 | | | | |
| 応急工事費 | 応急工事費 | | | | |
| 事務雑費 | 事務雑費 | | | | |
| 合計 | 合計 | | | | |

別紙の第3表

| 事業費 | | 金額 | | 摘要 | |
|-----------------------------|-----------|----|----|----|----|
| 費目 | 種目 | 金額 | 千円 | 摘要 | |
| 材料 | 形状,寸法 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
| 合計 | | | | 円 | 円 |
| <p>注 単価表及び土積計算表を添付すること。</p> | | | | | |
| <p>別紙の第4表</p> | | | | | |
| <p>応急工事費内訳</p> | | | | | |
| 費目 | 種目 | 金額 | 千円 | 摘要 | |
| 本工事費 | 本工事費 | | | | |
| 附帯工事費 | 附帯工事費 | | | | |
| 測量及び試験費 | 測量及び試験費 | | | | |
| 用地費及び補償費 | 用地費及び補償費 | | | | |
| 船舶及び機械器具費 | 船舶及び機械器具費 | | | | |
| 営繕費 | 営繕費 | | | | |
| 工事雑費 | 工事雑費 | | | | |
| 合計 | 合計 | | | | |

様式第3号

1. 災害復旧事業及び農業施設災害関連事業の場合

昭和 年度災害復旧事業計画書

1の第1表

| 区分 | 所在地 | 費目 | 工種 | 事業 | | | | 前年度まで | 本年度 | 工事施行の状況 | | 摘要 |
|----|-----|-----------|----|-----|---------------------------|-----|---------------|-------|-----|---------|---------|----|
| | | | | 事業費 | 財源の内訳 県補助金 市町 村費 | その他 | 減産 防止 数 | | | 事業 量 | 事業 費 | |
| | | 工事雑費 計 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| | | 工事雑費 計 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | |

- 注
1. 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
 2. 事業量の欄には、農地は、面積(反)を、農業用施設は、箇所及び延長(メートル)を記入すること。
 3. 加越工事については、摘要欄にその旨を記入すること。
 4. 他事業を合併施行する場合は、摘要欄に当該事業と当該他事業の事業費の合計額を記入すること。
 5. 災害復旧事業全体計画書を添付すること。
 6. 費用欄の工事雑費は、国の農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第7、第7号、に規定する工事雑費を記入すること。

高率補助金の差額調査

1の第2表

| 区分 | 所在地 | 工種 | 事業 費 | 事業 費 | 補助 率 | 既 補 助 分 | | | | 高率補助金の差額の申請分 | | | | 摘要 | |
|----|-----|----|---------|---------|---------|---------|-----|-----|-----|--------------|------------|------------|------------|----|------------|
| | | | | | | 事業費 | 補助金 | 事業費 | 補助金 | 高率補助率 | 高率補助金の額(A) | 高率補助金の額(B) | 高率補助金の額(C) | | 高率補助金の額(D) |
| | | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

- 注
1. 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
 2. 総事業の国庫補助金及び補助率の欄には、それぞれ高率補助金の額及び高率補助率を記入すること。
 3. 既補助分の補助金の欄には、当該年度において、二回以上にわたって補助金の交付があった場合には、その交付の時期の早いものを上段にして、順次下段に記入すること。また普通率によるものがある場合には、それをかきと書きとすること。

2の第1表 災害防止施設事業等（農業施設災害関連事業を除く。）の場合
 昭和三十五年 年度 団体営何何事業の内容及び経費の配分

| 費目 | 工種 | 施行箇所 | 工法 | 事業量 | 事業費 | 県補助金 | 県補助金以外の財源 | | 摘要 |
|------|----|------|----|-----|-----|------|-----------|-----|----|
| | | | | | | | 市町村 | その他 | |
| 工事費 | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 工事雑費 | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | |

(注) (1) 「施行箇所」欄は、路線番号又は名称を記載すること。
 (2) 「工法」欄は、土堰堤、コンクリート堰堤、練積石垣、空積石垣等の区分を記載すること。
 (3) 「事業量」欄は、箇所数又は延長等で記載すること。
 (4) 施設工事は、「摘要」欄に「施設」と明示すること。
 (5) 本表には、実施設計画を添付すること。

2の第2表 昭和 年度 団体営事業全体計画の概要

| | | | |
|-----------|------------|---|---|
| 関係面積 町 | 減産防止(増産)石数 | 工 | 期 |
| | 石 | 自 | 日 |
| | | 至 | 日 |
| | | 年 | 月 |
| | | 年 | 日 |

| 費目 | 工種 | 事業量 | | 事業費 | | 年度直営の請負別 | 翌年度以降 | | 摘要 |
|----|----|------|----------|-------|-----|----------|-------|-----|----|
| | | 総事業量 | 前年度まで事業量 | 本年事業量 | 事業費 | | 事業量 | 事業費 | |
| 合計 | | | | | | | | | |

(注) (1) 記載要領は、様式第2号(2)第1表の(注)に同じ。
 (2) 関係面積、減産防止(増産)石数及び工期は本年度に係るものとし、減産防止(増産)石数は、米石換算とすること。

様式第4号

昭和 年度 何何事業 收支予算書

| | | |
|--------|-------|-----|
| 区 分 | 予 算 額 | 摘 要 |
| | 円 | |
| 収入 | | |
| 県補助金 | | |
| 市(町村)費 | | |
| 〇〇費 | | |
| 計 | | |
| 支出 | | |
| 〇〇工事業費 | | |
| 工事雑費 | | |
| 事務雑費 | | |
| 計 | | |

予算議決(予定) 昭和 年 月 日

様式第5号

昭和 年 月 日 号

鳥取県知事 氏 名 殿

住所

氏 (団体代表者 氏 名 名 (印))

何何事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日付け第 号で事業費の決定通知があった何何事業について、下記のとおり変更したので承認されたい。農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱により申請する。

記

何何事業計画書変更地区別一覧表

農地(農業用施設)

| 番号 | 所在地 | 事業主体 | 主要工種 | 数量 | 査定工事費 | 増△減 | 変更理由 | 前回承認番号 |
|----|--------------|------|------|----|-------|-----|------|--------|
| | 地区(箇所) 市町村 字 | | | | 千円 | 千円 | | |
| | 計 | | | | | | | |

- (注) 1. 変更前を赤字、変更後を黒字で併記すること。
 2. 増△減欄は、工事費赤字の差額を記入すること。
 3. 何何事業とは、「昭和 年災害復旧事業」等と記入すること。

様式第6号

昭和 年 月 日 号

鳥取県知事 氏

名 殿

住所

氏 名 ⑩

(団体代表者 氏 名 ⑩)

昭和 年何何事業中止 (又は廃止) 承認申請書

何何事業のうち、下記箇所、(地区)の事業は中止 (又は廃止) したいから、承認されたく農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱により申請する。

記

| 地区 箇所 番号 | 所 在 地 | 工 種 | 査 定 額 | | 既 制 当 額 | | 中止 (又は廃止) の理由 |
|----------------|-------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | | | 事業費 千円 | 補助金 千円 | 事業費 千円 | 補助金 千円 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(注) 何何事業とは、「昭和 年災害復旧事業」等と記入すること。

様式第7号

昭和 年 月 日 号

鳥取県知事 氏

名 殿

住所

氏 名 ⑩
(団体代表者 氏 名 ⑩)

昭和 年度何何事業遂行状況報告書

昭和 年 月 日鳥取県受排第 号で補助金交付決定の通知のあった何何事業について、 月末日現在の事業遂行状況を別紙のとおり報告する。

別 紙

昭和 何何事業遂行状況報告書

収入の部

| 科 目 | 予 算 額 | 収 入 額 | 収 入 未 済 額 | 摘 要 |
|-----|-------|-------|-----------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 支出の部 | | 科目 | 予算額 | 支出済額 | 支出未済額 | 摘要 |
|------|--|----|-----|------|-------|----|
| | | | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) 本表に附表を添付すること。

附表

| 地区名 | 実施設計(A) | | 出来高(B) | | B/A % | 県補助金交付額 | 摘要 |
|-----|---------|-----|--------|-----|-------|---------|----|
| | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | |

(注) 1. 進捗率 B/A は、金額比とすること。

2. 災害復旧事業及び農業施設災害特別連事業の場合には、「地区名」欄を、「年災」, 「地区箇所番号」, 「所在地」, 「事業主体名」及び「工種欄」に改めて記載し、かつ、年災別に小計を附すること。

様式第8号 補助金等の受入額調書

| 区分 | 総額 | 前年度まで | 本年度 | | 残額 | 摘要 |
|-----|----|-------|------|----|----|----|
| | | | 前回まで | 今回 | | |
| 事業費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 補助金 | | | | | | |

様式第9号 補助金等前金払(概算払)請求書

一金

これは昭和 年 月 日鳥取県受耕第 号をもって交付決定通知のあった 事業補助金 上記のとおり請求します。

鳥取県知事 氏 名 殿 (団体代表者 氏 名 氏 (団体代表者 氏 名 氏 (印 印))

様式第10号 鳥取県知事 氏 名 殿 昭和 年 月 日 番 年 月 日

昭和 年度 何何事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県受耕第 号で補助金交付決定の通知があった何何事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

1. 補助事業の成績書(別紙1のとおり)
2. 収支精算書(別紙2のとおり)

記

別紙1の第4表

直管調書

| 区分 | 材料費 | 労務費 | その他 | 計 | 備考 |
|-------|-----|-----|-----|---|----|
| 何何ため池 | 円 | | 円 | 円 | |
| 何何水路 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注) その他の欄の経費については、明細書を添付すること。

別紙1の第4表の附表の1

材料購入調書

| 品目 | 形状・寸法 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|------|-------|----|----|----|----|
| セメント | | | 円 | 円 | |
| 鉄筋 | | | | | |
| 木材 | | | | | |
| 何何 | | | | | |
| 計 | | | | | |

別紙1の第4表の附表の2

労務費調書

| 種別 | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|----|----|
| 人夫 | 人 | 円 | 円 | |
| 大工 | | | | |
| 石工 | | | | |
| 何何 | | | | |
| 計 | | | | |

様式第11号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名

住所

氏 名

氏 名

名

⑩
⑪

施 越 工 事 承 認 申 請 書

昭和 年 月 日 受排第 号で事業費の決定通知のあった 何何 事業を下記の理由により実施したいので、農地及び農薬用施設ノ災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱に基づき申請する。

記

| 年 災 名 | 番 号 | | 工 種 | 数 量 | 事 業 費 | 工 期 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 着 工 理 由 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----------------|---------|
| | 地 区 | 簡 所 | | | | | | |
| | | | | | 千円 | | | |

添 付 書 類

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 事業資金調書
4. 事業工事監督及び事務担当者調書

印

01002

附表 1

事 業 資 金 調 書

| 区 分 | 金 額 | 借 入 先 | 借入(予定) 徴 収 年 月 日 | 摘 要 |
|-------|-----|-------|------------------|-----|
| 借 入 金 | 円 | | | |
| 負 担 金 | | | | |
| 何 何 | | | | |
| 計 | | | | |

附表 2

工 事 監 督 及 び 事 務 担 当 者 調 書

| 区 分 | 氏 名 | 経 験 年 数 | 現 職 | 摘 要 |
|-----------|-----|---------|-----|-----|
| 工 事 監 督 者 | | | | |
| 事 務 担 当 者 | | | | |